NICO システム開発サービス利用規約

本規約は、株式会社ヒートポンプテクニカルズ（以下「当社」といいます。）が「NICO システム開発」の名称で提供する業務自動化システムの開発および保守のサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスを申し込み、利用する方（以下「お客様」といいます。）は、本規約の内容に同意したうえでお申し込みください。

第1章 総則

第1条（適用）

1. 本規約は、当社がお客様に対して本サービスを提供する条件、および両当事者の権利義務を定めるものであり、個別契約の内容となります。
2. 本サービスは事業者の利用を対象とします。お客様は、自らの事業のために個別契約を締結するものであり、消費者契約法にいう消費者として個別契約を締結するものではないことを確認します。
3. 見積書その他の個別契約の内容を定める書面に本規約と異なる定めがある場合は、当該書面の定めが優先します。

第2条（定義）

本規約において、次の各号の用語はそれぞれ当該各号に定める意味を有します。

① 個別契約 本規約に基づき、案件ごとに当社とお客様との間に成立する開発の契約をいいます。

② 見積書 当社がお客様に提示する、開発の内容、対応範囲、料金、納期および支払条件を記載した書面（電磁的記録を含みます。）をいいます。

③ 成果物 個別契約に基づき当社がお客様に納品するプログラム、設定、手順書その他の一切の物をいいます。

④ 契約金額 個別契約における開発の料金の総額（消費税等を含みます。）をいいます。

⑤ 提供資料 お客様が本サービスのために当社に提供する文書、データ、アカウント情報その他の一切の資料をいいます。

⑥ 外部サービス 会計ソフト、表計算ソフト、メッセージアプリ、人工知能その他の第三者が提供するサービスであって、成果物が連携し、または利用するものをいいます。

第3条（無料診断）

1. 当社は、お客様から当社所定のフォームまたはLINEにより相談を受けた場合、無料で診断を行います。
2. 無料診断の範囲は、お客様の業務を自動化できるかどうかの判定と、料金および納期の目安の提示までとします。詳しい業務分析、試作または検証が必要な場合は、その費用の有無および金額を事前にお客様に相談し、お客様の同意を得てから行います。
3. 無料診断は、お客様による業務の説明に基づいて行います。当社は、無料診断のためにお客様の顧客データの提供を求めません。
4. 無料診断の結果は、自動化の効果を保証するものではありません。

第4条（個別契約の成立）

1. 当社は、無料診断の結果に基づき、お客様に見積書を提示します。見積書の有効期間は、見積書に別段の記載がある場合を除き、発行日から30日間とします。
2. 個別契約は、お客様が見積書の有効期間内に、当社所定の方法により本規約に同意のうえ発注し、当社がこれを承諾した時点で成立します。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、発注を承諾しないことがあります。

① 発注の内容に虚偽または不備がある場合

② 過去に、お客様の責めに帰すべき事由により当社から契約を解除されたことがある場合

③ 料金の支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合

④ 第25条に定める反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合

第5条（本規約の変更）

1. 当社は、民法第548条の4の定めに従い、本規約の変更がお客様の一般の利益に適合する場合、または個別契約の目的に反せず変更の必要性および内容その他の事情に照らして合理的である場合に、本規約を変更することができま

す。
2. 当社は、前項の変更を行う場合、変更後の本規約の内容および効力発生日を、効力発生日の30日前までに当社ウェブサイトに掲示します。
3. 変更前に成立した個別契約の開発業務については、変更前の本規約を適用します。ただし、保守に関する定めは、効力発生日以降、変更後の本規約を適用します。
4. 前項ただし書の保守に関する定めの変更がお客様に不利益となる場合、当社は、第2項の掲示に加えて、効力発生日の30日前までに、お客様に電子メールその他の方法により個別に通知します。お客様は、変更後の保守に関する定めに同意しない場合、効力発生日の前日までに当社に通知することにより、保守を終了することができます。

第2章 開発

第6条（開発の内容）

1. 当社は、見積書に記載された対応範囲に従い、成果物を開発し、納品します。
2. 見積書に記載のない作業、および個別契約の成立後にお客様から依頼された仕様の変更または追加は、対応範囲に含まれません。当社は、これらの作業を行う場合、別途見積書を提示し、料金および納期について両当事者で合意したうえで行います。
3. 当社は、自らの責任において、開発業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。この場合、当社は、再委託先に対し本規約に定める当社の義務と同等の義務を課し、また、再委託に関し当社に適用される法令を遵守します。

第7条（お客様の協力）

1. お客様は、開発に必要な提供資料の提供、外部サービスのアカウントおよび権限の準備、動作確認への立会いその他当社が合理的に求める協力を、適時に行うものとします。
2. お客様は、提供資料について、本サービスのために当社に提供する正当な権限を有していることを保証します。
3. お客様の協力の遅れ、または提供資料の誤りにより納期に遅延が生じた場合、当社はその責任を負いません。この場合、両当事者は協議のうえ納期を変更します。

第8条（納品および検収）

1. 当社は、見積書に定める納期までに、成果物をお客様の環境に設置し、または電子的な方法により引き渡すことにより納品します。
2. お客様は、納品を受けた日から7日以内（見積書に別段の定めがある場合は、その期間内）に、見積書に定める確認の方法により成果物を検査し、合格または不合格を当社に通知するものとします。
3. 不合格の場合、お客様は、見積書の対応範囲に適合しない点を具体的に示すものとします。当社は、当該点を修正したうえで再度納品し、前項の手続を行います。
4. 第2項の期間内にお客様から通知がない場合、または、お客様が成果物を実際の業務に利用した場合は、その時点で検収に合格したものとみなします。
5. 検収の合格をもって、成果物の納品は完了するものとします。

第9条（契約不適合責任）

1. 検収の合格後6か月以内に、成果物が見積書の対応範囲に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）が判明し、お客様がその旨を当社に通知した場合、当社は、無償で修補を行います。
2. 次の各号のいずれかに起因する不具合は、契約不適合に含まれません。
 ① 外部サービスの仕様変更、障害または提供停止
 ② お客様による成果物の改変、または見積書に定める方法以外での利用
 ③ 見積書に定める書式、件数または環境と異なる入力データの利用
 ④ お客様が使用するパソコン、ネットワークその他の環境の変更または不具合
3. 契約不適合に関する当社の責任は、第1項の修補、またはこれに代わる料金の減額に限られます。ただし、当社に故意または重過失がある場合は、この限りではありません。

第3章 料金および支払

第10条（料金）

1. 開発の料金は、見積書に記載するとおりとします。当社ウェブサイトに掲載する価格は目安です。
2. 本規約、見積書および請求書に記載する金額は、消費税等を含む金額（税込）とします。
3. 無料診断および見積書の作成に料金はかかりません。

第11条（支払時期）

1. 開発の料金は、見積書に別段の定めがある場合を除き、契約金額に応じて次の各号のとおり請求します。
 ① 契約金額が税込55,000円以下の場合 検収の合格後に、全額を請求します。
 ② 契約金額が税込55,000円を超え税込550,000円未満の場合 個別契約の成立後に契約金額の50%を着手金として、検収の合格後に残額を請求します。
 ③ 契約金額が税込550,000円以上の場合 個別契約の成立後に着手金を、見積書に定める工程の完了後に中間金を、検収の合格後に残額を請求します。着手金および中間金の金額と中間金の請求の時期は、見積書に定めます。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、初めてのお取引その他当社が必要と認める場合、見積書において全額または一部の前払いを定めることができます。
3. 着手金その他の前払いを定めた場合、当社は、その入金を確認した後に開発に着手します。この場合、納期は入金を確認した日から起算します。
4. 第6条第2項の追加作業の料金は、当該作業の見積書に定める時期に請求します。

第12条（支払方法）

1. お客様は、当社が発行する請求書に従い、請求日の属する月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座への振込みにより料金を支払うものとします。ただし、着手金、中間金その他の前払いの料金は、請求日から14日以内に支払うものとします。いずれの場合も、請求書に別の支払期日を記載したときは、その期日によります。
2. 振込手数料はお客様の負担とします。
3. 当社は、請求書を電子的な方法により発行することができます。

第13条（支払の遅延）

1. お客様が料金の支払を遅延した場合、当社は年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。
2. お客様が料金の支払を遅延した場合、当社は、お客様に通知のうえ、支払が確認できるまでの間、開発、納品および保守の全部または一部を停止することができます。この場合、当社は停止による納期の遅延について責任を負いません。

第14条（お客様による中途解約）

1. お客様は、検収の合格までの間、当社に書面または電磁的方法により通知することにより、個別契約を解約することができます。
2. 前項の場合、お客様は、解約の時点までに当社が行った作業の割合に応じた料金を支払うものとします。受領済みの着手金がこの額を上回る場合、当社は、その差額を返金します。
3. 前項の作業の割合は、当社が作業の記録に基づき算定し、お客様に提示します。
4. 当社の責めに帰すべき事由により個別契約が終了した場合、当社は、受領済みの料金のうち、お客様が利用できる成果物の引渡しを受けていない部分に相当する額を返金します。

第4章 保守

第15条（保守）

1. 当社は、検収の合格後、お客様が成果物を利用している間、次の各号の保守を無料で行います。
 ① 当社が必要と認める範囲での、成果物の稼働状況の確認（当社は、成果物を常時監視する義務を負いません。）
 ② 成果物の使い方その他の簡単な問い合わせへの回答
2. 前項の保守は、当社所定の窓口において、平日9時から17時まで（土日祝日、年末年始および当社休業日を除きます。）受け付けます。
3. 当社は、30日前までにお客様に通知することにより、第1項の保守の内容を変更し、または保守を終了することができます。

第16条（有償のリモート対応）

1. 次の各号の作業は、お客様の依頼により、有償のリモート対応として行います。ただし、第9条に定める契約不適合の修補はこの限りではありません。
 ① エラーの調査および復旧
 ② 外部サービスの仕様変更に伴う調整
 ③ 設定の変更その他の軽微な調整
2. リモート対応の料金は、作業時間1時間あたり税込3,300円とします。1時間未満の端数は、30分単位で切り上げます。
3. 当社は、作業に着手する前に、見込みの作業時間をお客様に伝え、お客様の了承を得てから作業を行います。見込みの作業時間を超える場合も、同様とします。
4. リモート対応の料金は、作業を行った月の末日で締め、翌月に請求します。支払方法は第12条によります。
5. 対応は原則としてリモートで行います。お客様の事業所等への出張による対応、および大規模な改修は、別途見積書を提示し、個別契約として行います。
6. 当社は、お客様からリモート対応の依頼を受けた場合、当社の業務の状況その他の事情により対応できないときを除き、合理的な期間内に対応します。対応できない場合、当社は、速やかにその旨をお客様に通知します。
7. 検収の合格後3か月以内に第1項第2号の調整が必要となった場合、当該個別契約につき合計3時間分までの作業については、第2項の料金を請求しません。

第5章 権利およびデータ

第17条（知的財産権）

1. 成果物に関する著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。）その他の知的財産権は、当社に留保されます。ただし、提供資料に関する権利は、お客様に帰属します。
2. 当社は、お客様に対し、料金の全額の支払を条件として、成果物をお客様の事業のために期間の制限なく無償で利用し、複製し、および改変する権利を許諾します。当該権利は非独占的なものとし、お客様は、当社の事前の承諾なく、これを第三者に譲渡し、または再許諾することはできません。ただし、お客様が、成果物の保守または改修のために、秘密保持義務を課したお客様の委託先に成果物を利用させ、または改変させる場合（当社と競合する成果物の開発のために利用させ、または改変させる場合を除きます。）は、この限りではありません。この場合、お客様は、当該委託先の行為について、当社に対し責任を負います。
3. 当社は、成果物に含まれる汎用的なプログラム、手法およびノウハウを、他のお客様への開発、および当社のクラウドサービス「NICO」その他の当社のサービスに利用することができます。ただし、お客様の秘密情報および提供資料、ならびにお客様固有の業務手順その他お客様の事業の内容を特定できる部分は含めません。
4. お客様が成果物を改変した場合、改変した部分およびこれに起因する不具合について、当社は責任を負いません。
5. 当社は、成果物が第三者の知的財産権を侵害しないよう合理的な注意を払います。成果物に関し第三者から権利侵害の申立てを受けた場合、お客様は速やかに当社に通知するものとし、両当事者は協力してこれを解決します。

第18条（外部サービス）

1. 成果物の利用に必要な外部サービスの契約および利用料金は、見積書に別段の定めがある場合を除き、お客様が自らの名義および負担で行うものとします。
2. 外部サービスの利用には、当該外部サービスの提供者が定める利用条件が適用されます。
3. 外部サービスの仕様変更、障害または提供停止により成果物が正常に動作しなくなった場合、当社はその責任を負いません。この場合の対応は、第16条によります。
4. 成果物が人工知能を利用する場合、提供資料その他の入力データの一部が外部サービスに送信されることがあり、当該送信には日本国外に所在する事業者への送信が含まれることがあります。当社は、送信の有無、送信先の事業者名および送信先が所在する国または地域を、見積書またはその他の書面によりお客様に事前に通知し、お客様はこれに同意したうえで発注するものとします。
5. 成果物が当社のクラウドサービス「NICO」と連携する場合、「NICO」の利用については、別に定める「NICO利用規約」（当社とお客様との間で「NICO サービス利用契約書」を締結している場合は、同契約書。以下「NICO利用規約等」といいます。）が適用されます。この場合、成果物に起因する損害については本規約が、「NICO」に起因する損害についてはNICO利用規約等が適用されるものとし、同一の損害について本規約とNICO利用規約等に定める損害賠

償の上限額を合算して当社が責任を負うことはありません。損害の原因を区別できない場合は、本規約とNICO利用規約等に定める上限額のうち、いずれか高い額を上限とします。

第19条（秘密保持）

1. 両当事者は、本サービスに関連して相手方から開示された技術上または営業上の情報であって、秘密である旨を示して開示されたものまたは性質上秘密として扱われるべきもの（提供資料を含みます。以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、事前の書面による承諾なく第三者に開示しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
 ① 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 ② 開示を受けた後に、受領者の責めによらず公知となった情報
 ③ 開示を受けた時点で既に受領者が保有していた情報
 ④ 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 ⑤ 相手方の秘密情報によらず、独自に開発した情報
2. 前項にかかわらず、受領者は、法令に基づき開示を求められた場合、必要な範囲で秘密情報を開示することができます。この場合、受領者は、法令上許される範囲で、事前に相手方に通知します。
3. 第1項にかかわらず、当社は、第6条第3項の再委託先に対し、開発に必要な範囲で秘密情報を開示することができます。
4. 当社は、お客様の事前の承諾を得た場合に限り、お客様の名称および本サービスの導入事例を当社のウェブサイトその他の広告に掲載することができます。
5. 本条の義務は、個別契約の終了後3年間、なお存続します。ただし、営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいいます。）に当たる情報についての義務は、期間の定めなく存続します。個人情報の取扱いについては、第20条によります。

第20条（個人情報および提供資料の取扱い）

1. 当社は、提供資料に個人情報が含まれる場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令および当社のプライバシーポリシーに従い、これを適切に取り扱います。
2. お客様は、個人情報を含む提供資料を当社に提供する場合、自らの責任において本人からの同意の取得その他の必要な措置を講じるものとします。
3. 当社は、提供資料を本サービスの提供以外の目的に利用しません。
4. 当社は、検収の合格後、または個別契約が終了した後、保守に必要な範囲を除き、提供資料を返還し、または消去します。

第21条（データの管理）

1. 成果物が処理するデータ、および成果物が出力したデータの保管と内容の確認は、お客様の責任で行うものとします。
2. お客様は、成果物の利用にあたり、必要に応じてデータのバックアップを取得するものとします。
3. 成果物の出力結果は、お客様が業務に利用する前に内容を確認するものとします。当社は、成果物による読み取り、転記その他の処理の結果が常に正確であることを保証しません。

第6章　一般条項

第22条（禁止事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 ① 法令または公序良俗に違反する目的で成果物を利用する行為
 ② 第三者の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為
 ③ 権原なく第三者の個人情報または秘密情報を当社に提供する行為
 ④ 成果物を第三者に販売し、貸与し、または利用させる行為（第17条第2項の範囲を超えるもの）
 ⑤ その他当社が不適切と合理的に判断する行為

第23条（免責および責任の制限）

1. 当社は、成果物の導入による作業時間の削減その他の効果について、見積書に記載した目安を超えて保証するものではありません。
2. 当社がお客様に対して負う損害賠償責任は、債務不履行、不法行為その他の請求原因を問わず、当該損害の原因となった個別契約の契約金額（支払の有無を問いません。）を上限とします。ただし、保守またはリモート対応に起因する損害については、当該個別契約の契約金額と、当該損害が発生した月を含む直近12か月間にお客様が当社に現に支払ったリモート対応の料金の総額とのうち、いずれか高い額を上限とします。
3. 当社は、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失その他の間接損害および特別損害について責任を負いません。
4. 前二項は、当社に故意または重過失がある場合には適用しません。
5. 天災地変、戦争、感染症の流行、通信回線の障害、外部サービスの障害その他当社の責めに帰すことのできない事由により本サービスの提供が遅延し、または不能となった場合、当社はその責任を負いません。

第24条（解除）

1. 一方の当事者が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は、催告なく個別契約の全部または一部を解除することができます。
 ① 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあった場合
 ② 差押え、仮差押えまたは滞納処分を受けた場合
 ③ その他本規約または個別契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されない場合
2. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、催告なく個別契約の全部または一部を解除することができます。
 ① 料金の支払を1か月以上遅延した場合
 ② 第22条に定める禁止事項に違反した場合
3. お客様が前二項のいずれかに該当したことにより解除された場合、お客様は当社に対して負う一切の債務について期限の利益を失い、直ちに弁済するものとします。この場合、お客様は、解除の時点までに当社が行った作業の割合に応じた料金を支払うものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 両当事者は、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、保証します。
2. 両当事者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行わないことを保証します。
3. 一方の当事者が前二項に違反した場合、相手方は催告なく個別契約を解除することができ、これにより生じた損害を賠償する責任を負いません。

第26条（権利義務の譲渡禁止）

両当事者は、相手方の事前の書面による承諾なく、個別契約上の地位ならびに個別契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはなりません。ただし、合併、会社分割または事業譲渡に伴う場合で、相手方に通知したときは、この限りではありません。

第27条（存続条項）

1. 個別契約が終了した後も、第9条、第11条から第13条まで、第14条第2項から第4項、第17条から第21条、第23条、第24条第3項、第25条、第26条、第28条および第29条の規定は、なお効力を有します。
2. 検収の合格により開発に係る債務の履行が完了した後も、第4章（保守）の規定は、第15条に定める条件に従い、お客様が成果物を利用している間、効力を有します。

第28条（準拠法および管轄）

1. 本規約および個別契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約および個別契約に関する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（協議）

本規約および個別契約に定めのない事項、ならびにこれらの解釈に疑義が生じた事項については、両当事者が誠実に協議のうえ解決するものとします。

事業者情報

名称 株式会社ヒートポンプテクニカルズ
所在地 〒136-0071 東京都江東区亀戸7丁目12-21
電話番号 03-5875-4489
代表者 中村 浩一
制定日 2026年11月10日
最終改定日 2026年11月10日